

久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の推進状況を把握し、進捗状況を管理するとともに、新たな計画の策定にあたり各分野の立場からの意見を聴き、計画策定の参考とするため、久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）に対して、計画の推進に関する意見を述べるとともに、委員会が新たな計画を策定するに際して必要な助言を行う。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる分野又は団体等の関係者の中から市長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 地域福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険事業関係者
- (5) 権利擁護関係者
- (6) 生活環境関係者
- (7) 市民団体
- (8) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の進捗状況の管理及び策定に必要な期間で3年以内とし、市長が決定する。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

(専門部会)

第7条 協議会に、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48の規定に基づき地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う「地域ケア会議専門部会（以下「専門部会」という。）」を置く。

2 専門部会のメンバーは、会長が協議会委員から指名する。

3 その他、専門部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

2 平成15年3月31日以前に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。